

令和8年度 相模原市住宅用初期費用ゼロ 太陽光発電設備等導入補助金 プラン登録の手引き (事業者向け)

目次

はじめに

令和7年度からの変更点	P2
1 事業の概要	P2
2 プランの登録の手続き	P3
3 お問い合わせ先	P5
参考 申請者の要件	P6
登録プランの要件	P6
太陽光発電設備の要件	P7
蓄電池の要件	P8

令和8年度 プラン登録申請期間

プランの登録申請は、通年で受付しています。

※本手引きは、初期費用ゼロサービスの提供を行う事業者向け手引きです。

はじめに

<令和7年度からの主な変更点>

- ・国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱の改定に伴い、補助対象とする**対象設備の要件を一部変更**しました。
- ・提出書類は**原則、電子メールで電子データをご提出ください**。なお、電話等により担当者の本人確認を行うことがあります。書面で提出する場合は、持参又は郵送でご提出いただくとともに、電子データもお送りください。

1. 事業の概要

2050年の脱炭素社会の実現に向け、「初期費用ゼロ」で住宅に太陽光発電設備等の設置が可能なリースやPPAモデルを扱う事業者を募集し、事業プランを市ホームページにおいて情報発信するとともに、このプランを市民に活用いただき太陽光発電設備等の導入を促進します。

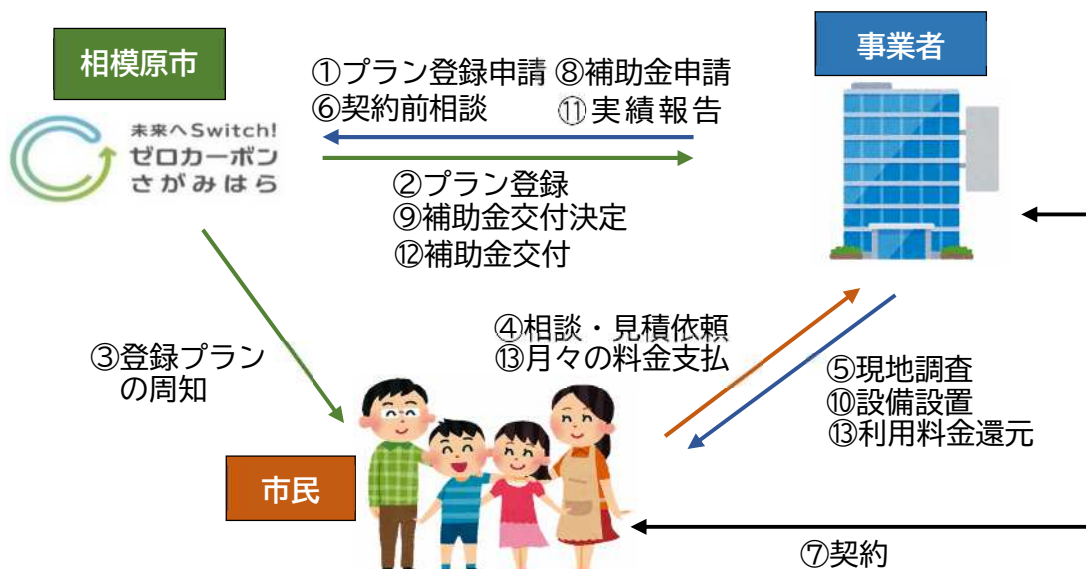
【初期費用ゼロ太陽光発電設備等導入の仕組み】

住宅に太陽光発電設備等を設置する際に、事業者がその費用を負担し、住宅所有者は事業者にも月々リース料金又は電気料金を支払うことで、設備等導入時の初期費用がかからない仕組みです。

【事業スキーム】

契約は**事業者と住宅所有者で直接行っていただき**、個々の契約に市は関与しません。また市は設備等の設置に関して保証等いかなる責任を負うものではありません。

住宅所有者において、太陽光発電設備等の導入に係る初期費用が原則としてゼロとなるもので、リースや電力購入に伴う**月々の料金の支払いは発生します**。



※プラン登録に係る流れは、①～③までです。プラン登録の後、補助金制度は④以降です。本手引きでは、①～③のプラン登録について御案内します。

2 プランの登録の手続き

初期費用が不要なサービスに関するプランの要件を定め、要件に適合したものを市が登録することで、市民が安心してこのサービスを利用できる環境を構築し、市内の住宅におけるエネルギーの地産地消を促進するためにプランの登録を行います。

このプランを基本に、利用を希望する市民とサービスの契約を行っていただきます。

2-1 申請事業者

単独の法人が行う場合は、当該法人から申請してください。複数の法人の共同事業体の場合は、代表事業者が申請してください。

2-2 申請書類

申請に際しては、次の書類を提出してください。様式は市ホームページに掲載していません。

(<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/hojyo/1020272.html>)

- ・相模原市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電設備等導入プラン登録申請書（第1号様式）
- ・プランの内容（第2号様式）
- ・登録申請に係る誓約書（第3号様式）
- ・役員等氏名一覧表（第4号様式）
- ・申請者の登記簿謄本（現在事項全部証明書）
- ・申請者の直近の財務諸表（損益計算書及び貸借対照表）
- ・未納の税額がない証明書（当該義務を有する者に限る。）
- ・プランに係る契約書のひな形
- ・プラン概要資料（リーフレット等）

2-3 申請受付期間

通年で申請を受付しています。

2-4 申請方法

原則、電子メールで電子データをご提出ください。書面で提出する場合は、持参又は郵送でご提出いただくとともに、電子データもお送りください。

※電子メールについて

申請書類の内容の電子データを提出先メールアドレスにお送りください。なお、メールの件名を「【社名】住宅用初期費用ゼロ太陽光プラン登録申請書」としてください。

2-5 申請書類の提出先

相模原市 環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課

初期費用ゼロ太陽光発電設備導入プラン登録担当 宛

住所：〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

メールアドレス：kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

2-6 プランの登録

市は、申請書類の書類確認を行いプラン登録し、申請者に文書でその旨を通知します。登録は有効期限を設けず、原則として継続することとします。

2-7 プランの公表

市は、市ホームページ等において登録したプランの事業者名や内容等を公表します。

2-8 プランの登録を受けた事業者の責務

役割

利用を希望する者から見積依頼を受けた場合は、原則として次の業務を行うものとします。ただし、住宅所有者の意向によっては、仮見積書の提示を省略することができます。

- ・ 仮見積書の提示及びサービス概要の説明
- ・ 現地調査及び現地調査に基づく見積書の提示及びサービス内容の説明
- ・ 登録プランに係る契約締結及び工事施工等

遵守事項

- ・ 現地調査や太陽光発電設備等の設置工事の施工等において、事故やトラブル等が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、事故等報告書により市へ報告してください。
- ・ 申請者の要件又は登録プランの要件を満たさなくなった場合、速やかに市に報告してください。
- ・ 見積申込や現地調査等により取得した個人情報の取扱いについては、関連法令を遵守し、適切に管理してください。
- ・ 登録事業者は、本市内外における営業状況、登録プランに係る契約状況等、本市が行う調査へ協力するとともに、市内における普及啓発を行うため、市と連携した取組に協力してください。

3 お問い合わせ先

相模原市 環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課

住所：〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15

電話：042-769-8240

メールアドレス：kankyouseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

参考

申請者の要件

- (1) 法人（国及び法人税法第2条第5号に規定する公共法人を除く。）であること。
- (2) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (3) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (4) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (5) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (6) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (7) 市税を滞納していないこと。（当該義務を有する者に限る。）
- (8) 市長が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (10) 相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- (11) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (12) 代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者でないこと。

登録プランの要件

- (1) 市内の住宅所有者を対象に初期費用なしで、発電出力が10kW未満の太陽光発電設備を設置するサービス（リース又は電力販売）であること。
- (2) 太陽光発電設備又は太陽光発電設備及び蓄電池を導入するサービスのいずれかであること。
- (3) 太陽光発電システムが故障した場合に、登録プランに係る契約期間中は事業者により、速やかに交換又は修理が行われるものであること。
- (4) 登録プランに係る契約終了後に、太陽光発電システムが住宅所有者へ原則として無償譲渡されるものであること。
- (5) 太陽光発電システム又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体障害に起因する賠償責任補償が付加されていること。また、太陽光発電システム又は当該設備の取付工事が原因で生じた財物損壊に起因する賠償責任補償が付加されていること。

- (6) 登録プランに係る契約期間が太陽光発電システム設置から5年以上であること。また、当該契約終了後も太陽光発電設備については設置から17年間、蓄電池については6年間継続して市内において設置されると見込まれること。
- (7) 太陽光発電設備を導入した住宅に太陽光発電設備からの電気が供給される場合にあっては当該電気に環境価値（太陽光発電設備からの電気が持つ、発電時に二酸化炭素を排出しないという価値のことをいう。）が伴っており、事業者が環境価値を取得しないこと。
- (8) 太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上が当該設備を設置した住宅で消費されること。
- (9) 太陽光発電設備に係る設備費及び設置工事費の合計額の発電出力の1kW当たりの単価が30万円未満であるもの。
- (10) 登録プランに参加する事業者のうち、販売事業者（太陽光発電システムを設置する市民と直接、登録プランに係る契約を締結する事業者をいう。）と施工事業者（太陽光発電システムの設置工事を行う事業者をいう。）については、登録プランで採用する太陽光発電システムの取引実績又は施工実績があること（同等の実績があると認められる場合を含む。）。また、関連事業者のうち1社は可能な限り相模原市内に現に事務所（支店登記の有無にかかわらず、事務を反復継続して実施し、かつ、契約締結権者を有するもの）を有して事業を行っていること。
- (11) 太陽光発電設備の設置にあたっては、再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して実施されること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。
- (12) 補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (13) 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱に則ったものであること。

太陽光発電設備の要件

- (1) 太陽光発電設備を構成するモジュールが、次のいずれかの要件を満たすものであること。
 - ア 国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関又はIECEE-CB認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること
 - イ 一般社団法人電気安全環境研究所の認証を受けたものであること。
 - ウ 一般社団法人太陽光発電協会のJPEA代行申請センターにおいて型式登録がされたものであること。

- (2) 未使用品であること。
- (3) 地絡検知機能を有していること。
- (4) 太陽光発電設備のメーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人があること。

蓄電池の要件

- (1) 蓄電池パッケージ 別表1に掲げる基準を満たすものであること。
- (2) 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、別表2に掲げる所定の表示がなされていること。
- (3) 蓄電池部安全基準 別表3に掲げる基準を満たすものであること。
- (4) 蓄電システム部の安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）
別表4に掲げる基準を満たすものであること。
- (5) 震災対策基準（リチウムイオン電池部を使用した蓄電池のみ）
蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関（電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。）の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。
- (6) 保証期間 別表5に掲げる基準を満たすものであること。
- (7) 定置用であること。
- (8) 未使用品であること。
- (9) 初期費用ゼロサービスで設置する太陽光発電設備と併せて設置するものであること。
- (10) 複数者からの見積りの取得や販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うこと等により1kWhあたりの単価が12.5万円以下（工事費込み・税抜き）の蓄電システム（kWhを単位とし、小数点以下第2位を切り捨てる。）となるように努めること。
- (11) 国が令和4年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般財団法人環境共生イニシアチブにより登録されているものであること。

別表1 蓄電池パッケージ

- ・蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。
- ※初期実効容量は、JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。
- ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

別表2 性能表示基準

初期実効容量	製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。蓄電池の使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、JIS C 4413を参照）
定格出力	定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MW のいずれかとする。
保有期間	法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。
廃棄方法	使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。
アフターサービス	国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

別表3 蓄電池部安全基準

JIS C8715-2 又は IEC62619 の規格を満たすこと。

別表4 蓄電システム部の安全基準（リチウムイオン電池部を使用した蓄電池のみ）

JIS C4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C4412適用の猶予期間は、JIS C4412-1若しくはJIS C4412-2※の規格も可とする。
 ※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。

別表5 蓄電池の保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。
 ※蓄電システムの製造を製造業者に委託し、自社の製品として販売する場合も含む。
 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。
 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。
 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。
 ※JEM規格で定義された初期実行容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未滿の蓄電システムは対象外とする。